宮崎特別管制区	鹿児島空港事務所	進入管制業務	鹿児島アプローチ	7時30分から21時30分まで
		ターミナル・レーダー管制業務	鹿児島レーダー	
（略）	（略）	（略）	（略）	（略）

宮崎特別管制区	宮崎空港事務所	進入管制業務	宮崎アプローチ	7時30分から21時30分まで
		ターミナル・レーダー管制業務	宮崎レーダー	
（略）	（略）	（略）	（略）	（略）

附　則

この告示は、平成二十九年十月十二日から施行する。

○国土交通省告示第八百三十五号

航空法（昭和二十七年法律第二百三十一号）第九十六条第六項及び第九十六条の二第三項並びに航空法施行規則（昭和二十七年運輸省令第五十六号）第二百二条の四の規定に基づき、航空法第九十六条の二第一項及び第二項（航空法第九十六条第六項において準用する場合を含む。）の規定による規制が適用される時間並びに航空交通情報の提供に関する業務を行う機関を定める告示（平成二十六年国土交通省告示第百五号）の一部を次のように改正する。

平成二十九年九月十四日

国土交通大臣　石井　啓一

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改　正　後

別表第三

民間訓練試験空域の名称	航空交通情報の提供に関する業務を行う機関	適　用　時　間
（略）	（略）	（略）
ＫＳ４－１－60	鹿児島空港事務所	8時30分から20時まで
ＫＳ４－１－65	鹿児島空港事務所	8時30分から20時まで
ＫＳ４－１－70	鹿児島空港事務所	8時30分から20時まで
ＫＳ４－２－20	鹿児島空港事務所	8時30分から20時まで
ＫＳ４－２－35	鹿児島空港事務所	8時30分から20時まで
ＫＳ４－２－50	鹿児島空港事務所	8時30分から20時まで
ＫＳ４－３－30	鹿児島空港事務所	8時30分から20時まで
ＫＳ４－３－45	鹿児島空港事務所	8時30分から20時まで
ＫＳ４－４	鹿児島空港事務所	8時30分から20時まで
（略）	（略）	（略）

改　正　前

別表第三

民間訓練試験空域の名称	航空交通情報の提供に関する業務を行う機関	適　用　時　間
（略）	（略）	（略）
ＫＳ４－１－60	宮崎空港事務所	8時30分から20時まで
ＫＳ４－１－65	宮崎空港事務所	8時30分から20時まで
ＫＳ４－１－70	宮崎空港事務所	8時30分から20時まで
ＫＳ４－２－20	宮崎空港事務所	8時30分から20時まで
ＫＳ４－２－35	宮崎空港事務所	8時30分から20時まで
ＫＳ４－２－50	宮崎空港事務所	8時30分から20時まで
ＫＳ４－３－30	宮崎空港事務所	8時30分から20時まで
ＫＳ４－３－45	宮崎空港事務所	8時30分から20時まで
ＫＳ４－４	宮崎空港事務所	8時30分から20時まで
（略）	（略）	（略）

附　則

この告示は、平成二十九年十月十二日から施行する。